

成田市企業立地適地調査業務委託に係る  
プロポーザル募集要項

令和5年4月  
成 田 市

## 1 委託業務名

成田市企業立地適地調査業務委託

## 2 業務の目的

滑走路の増設をはじめとした成田空港の更なる機能強化の進展等に伴い、人やモノの流れが更に活発になるとともに、空港周辺地域への新たな企業の進出や雇用の拡大などが期待されるなか、当該地域における産業用地の受け皿不足が喫緊の課題となっている。

このようななか、市内各インターチェンジ周辺や、国道 295 号をはじめとする幹線道路沿線などの空港周辺地域への企業立地の促進に向けた産業用地の適性や可能性についての調査・選定及び事業化の検討等を実施するとともに、同調査を踏まえ、農振除外・農地転用の手続きの配慮を受けられる「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成 19 年法律第 40 号)」(以下「地域未来投資促進法」という。)に基づく「成田市基本計画」及び「成田新産業特別促進区域基本計画」について、重点促進区域の指定などの見直しを行うことにより、企業が立地しやすい環境を整備する。

本業務について、民間の創意工夫及びノウハウを活用し、効率的かつ経済的にこれを実施するため、プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により、価格以外の要素と価格を総合的に評価し、最も評価が高かった者を選定し、その者に業務を委託するための必要な手続き等について定めるものとする。

## 3 業務の概要

### (1) 仕様

「成田市企業立地適地調査業務委託仕様書」のとおり

### (2) 期間

契約を締結した日の翌日から令和 6 年 3 月 29 日(金)まで

### (3) 提案金額の上限

15,000,000 円(消費税及び地方消費税含む)

## 4 参加資格

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 成田市入札参加資格者名簿に登載されていること。

- (2) 過去 10 年間（平成 25 年度以降）に、官公庁等が発注した、関東圏内における企業立地（産業用地）適地調査業務と同種の業務について、元請けとして受注し、完了した実績があること。
- (3) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門：都市及び地方計画）、技術士（建設部門：都市及び地方計画）、RCCM（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有する者を配置すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (5) 本委託業務の事業者決定の日までに、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領の規定による指名停止措置、又は成田市契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による入札参加除外を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続きの申し立てがなされていないこと。
- (7) 本事業を円滑に遂行できる人的能力及び財務能力を有しており、国税及び地方税を滞納していないこと。

## 5 プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール

募集から業務の受注者決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

- |                 |                        |
|-----------------|------------------------|
| (1) 募集開始        | 4 月 6 日（木）             |
| (2) 質問受付期限      | 4 月 13 日（木）午後 3 時までに必着 |
| (3) 質問回答期限      | 4 月 17 日（月）            |
| (4) 参加申請書提出期限   | 4 月 18 日（火）午後 3 時までに必着 |
| (5) 企画提案書提出期限   | 4 月 25 日（火）午後 3 時までに必着 |
| (6) プレゼンテーション審査 | 4 月 28 日（金）（予定）        |
| (7) 審査結果        | 5 月上旬                  |
| (8) 委託契約        | 5 月上旬                  |

## 6 プロポーザル募集から受注者決定までの手続き

### (1) 質問の受付及び回答

#### ① 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

#### (ア) 質問方法

質問書（様式2）に記入したうえで、下記電子メールアドレスに送信するものとする。

(イ) 電子メールアドレス（送信先）

shoko@city.narita.chiba.jp

(ウ) 電子メールの件名

「成田市企業立地適地調査業務 質問書（会社名）」とすること。

(エ) 受付期限（再掲）

4月13日（木）午後3時までに必着

② 質問の回答

質問事項への回答は、4月17日（月）に成田市ホームページに掲載することにより回答する。

(2) プロポーザル参加表明

参加申請書を提出することにより参加表明を行ったものとする。

① 提出期限（再掲）

4月18日（火）午後3時までに必着

② 提出書類

(ア) 参加申請書（様式1）

(イ) 業務実績が確認できるもの（契約書の写しなど）

(ウ) 管理技術者の資格証の写し

③ 提出方法

電子メール又は郵送

※電子メールの場合は、件名を「成田市企業立地適地調査業務 参加申請書（会社名）」とすること。

④ 提出場所

〒286-8585 千葉県成田市花崎町760

成田市役所 経済部商工課

電子メールアドレス：shoko@city.narita.chiba.jp

⑤ 提出部数

1部

(3) 企画提案書の提出

企画提案書の提出は、以下に基づき行うものとする。なお、提出書類は全てA4判縦で作成すること。

- ① 提出期限（再掲）  
4月25日(火)午後3時までに必着
- ② 提出書類並びに作成に係る留意事項
  - (ア) 企画提案書（様式3）
  - (イ) 見積書（様式4）  
内訳書（任意様式）を添付すること。
  - (ウ) 会社概要（様式5）
  - (エ) 誓約書（様式6）
  - (オ) 業務実施計画（任意様式）  
本業務を実施するにあたっての実施計画を、図や表により作成すること。
  - (カ) 本業務に関連する業務実績（任意様式）  
業務実績については、本業務に類似する業務でアピールできる代表的な実績を記載することとし、「業務名称、発注者名、業務期間、契約金額、概要」を記入すること。
  - (キ) 管理技術者の経歴・業務実績（任意様式）  
配置する管理技術者の経歴等について、本業務に類似する業務実績を中心に記載すること。
  - (ク) 業務実施体制（任意様式）  
本業務を実施するにあたっての実施体制を図等により作成し、特にアピールしたい組織体制上の優位性を明記すること。
  - (ケ) 納税証明書（写し可）  
税務署発行の納税証明書その3の3  
成田市に納税義務がある場合は本市の納税証明書も提出すること。
  - (コ) その他必要と思われる資料
- ③ 提出方法  
企画提案書の提出は、持参又は郵送（簡易書留や特定記録郵便などの利用が望ましい）。  
※郵送の場合は提出期間内の必着とする。
- ④ 提出場所  
〒286-8585 千葉県成田市花崎町760  
成田市役所 経済部商工課
- ⑤ 提出部数  
正本1部（代表者印を押印したもの）、副本7部

## 7 審査及び選定

### (1) 審査方法

- ① 委託事業者の選定にあたっては、「成田市企業立地適地調査業務委託に係るプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）」に基づいて選定委員会を設け、審査を行い、本業務に適していると認められる委託事業者を選定する。
- ② 提出された提案書類を使用し、プレゼンテーションを行う。事前に提出された書類のほかにプレゼンテーション用の資料を用いることも可とする。その場合、8部持参すること。
- ③ 提案書の提出が1者の場合でも審査を実施する。
- ④ プレゼンテーション時間20分、質疑応答時間10分とする。
- ⑤ 実施日程等については別途通知を行う。

### (2) 審査基準

評価項目	内 容	配点
実施体制	事業に関する知識、理解が十分な人員配置と適切な実施体制により、確実に事業を実施することができるか。	10
土地利用基礎調査	土地利用の調査・分析業務について効果的・効率的かつ適切な手法となっているか。 また、調査結果の内容やデータ等について詳細でわかりやすく表現されているか。	20
企業アンケート・ヒアリング	企業アンケート・ヒアリングについて、幅広い分野から、進出意欲が高く見込める事業者を抽出し、効果的な回答が多く得られる手法となっているか。	15
基本計画の策定	地域未来投資促進法の理解のもと計画策定や各種調整等の際し、関係団体や地域などとの協議・交渉を円滑に進めて実施しできるか。	15
業務全体の評価	本市の経済状況や地域特性・課題を理解したうえで総合的に的確かつ効果性の高い調査となっているか。また、本調査結果を踏まえた今後の事業展開を見据えたものとなっているか。	15

スケジュール等	確実かつ柔軟に遂行可能なスケジュールが組まれているか。	10
見積金額	(提案者のうち最低見積価格) ÷ (当該提案者の見積価格) × 15 (小数点以下切捨て)	15
合 計		100

(3) 審査結果

- ① 審査終了後、全てのプロポーザル参加者に文書にて結果を通知する。  
なお、通知する結果は当該提案者に関する結果のみとする。
- ② 審査内容の詳細についての問い合わせには一切応じない。

(4) 受注者の決定

優先交渉権者は、企画提案書の内容等に基づき、契約締結に向けた諸条件について、市と協議を行った上で、仕様書を確定させた後、あらためて見積書を提出するものとする。提案の内容が全て契約仕様書に盛り込まれるものとは限らない。協議が整い次第、市長は優先交渉権者を受注者として決定し、契約手続きを行う。なお、協議が整わない場合、次点交渉権者と協議により契約を締結する場合がある。

8 企画提案全般に係る留意事項

- (1) 参加希望者1団体につき、提案は1件とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 本プロポーザル参加に係る費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出されたプロポーザルは、審査及び説明の目的に、その複製を作成し使用することができるものとする。
- (5) 提出されたプロポーザルについては情報公開請求があったときは、提案者に公開の可否の意思確認をし、同意を得た場合は公開し、正当な理由をもって拒否の場合は公開できない部分を非公開とする。
- (6) 提出されたプロポーザルを公表する場合、その複製を作成し使用することができるものとする。
- (7) 以下のいずれかに該当する提案は無効とする。
  - ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
  - ② 参加資格を満たさない者から提出されたもの。
  - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
  - ⑤ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

- ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑦ この募集要項及び実施要領に定められた以外の手法により、選定審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。
- ⑧ その他、行為が法令違反であり、審査結果に影響を与えられる恐れのあるとき。
- (8) プロポーザル参加申請後、都合によりプロポーザル提出を辞退した者は、参加辞退届に辞退理由を明記のうえ代表者署名または記名押印し、提出すること。
- (9) 業務の詳細内容については、選定により決定した優先交渉権者と市との協議により決定するものとし、本要領の趣旨に反しない範囲で業務内容の修正等を行う場合がある。
- (10) 参加事業者は企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

## 9 担当部署

成田市役所 経済部商工課

所在地：〒286-8585 千葉県成田市花崎町 760

電話：0476-20-1622 FAX：0476-24-2185

電子メール：shoko@city.narita.chiba.jp